

亀山市環境保全条例による開発行為変更届

年 月 日

亀山市長 様

事 業 者 住所又は所在地

氏名又は名称

亀山市環境保全条例施行規則第5条ただし書の規定により、開発行為の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

環境保全条例による 開発行為承認年月日	年 月 日 亀 第 号
開 発 場 所	亀山市
開 発 目 的	
変 更 の 理 由	
変 更 内 容	変更前
	変更後

変更内容欄は、各事項別に対比できるように記載すること。